

第 3 号議案

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市部設置条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 1 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「政策推進室」を「市長公室」に、「及びまちづくり推進部」を「、まちづくり推進部及び土木建築部」に改める。

第 2 条中「政策推進室及び」を「市長公室及び」に改める。

第 2 条政策推進室の項中

「政策推進室

- (1) 公共交通政策に関すること。
- (2) 大規模スポーツ施設に関すること。
- (3) 特命事項に関すること。

を

「市長公室

- (1) 秘書及び広報広聴に関すること。
- (2) 職員の人事、給与、厚生及び人材育成に関すること。
- (3) 定住促進対策及び少子化対策に関すること。
- (4) ふるさと力向上寄附金に関すること。
- (5) 特命事項に関すること。

に改める。

第2条企画管理部の項第4号を次のように改める。

- (4) 予算その他財務に関すること。

第2条企画管理部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第2条総務部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条まちづくり推進部の項中

- 「(1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
 - (3) 都市整備に関すること。
 - (4) 道路、河川その他の土木に関すること。
 - (5) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。
 - (6) 住宅及び建築に関すること。
 - (7) 法定外公共物に関すること。

を

- 「(1) 都市計画に関すること。
- (2) 都市整備に関すること。
 - (3) 公共交通政策に関すること。
 - (4) 京都スタジアム（仮称）に関すること。

に改める。

第2条に次の項を加える。

土木建築部

- (1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関すること。
- (2) 道路、河川その他の土木に関すること。
- (3) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。

- (4) 法定外公共物に関すること。
- (5) 住宅及び建築に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(亀岡市営住宅入居者選考審議会条例の一部改正)
- 2 亀岡市営住宅入居者選考審議会条例(昭和39年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。
第7条中「まちづくり推進部」を「土木建築部」に改める。

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画及び亀岡市総合戦略を着実に推進する体制を構築するため、市長公室を設置するなど部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこと。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。